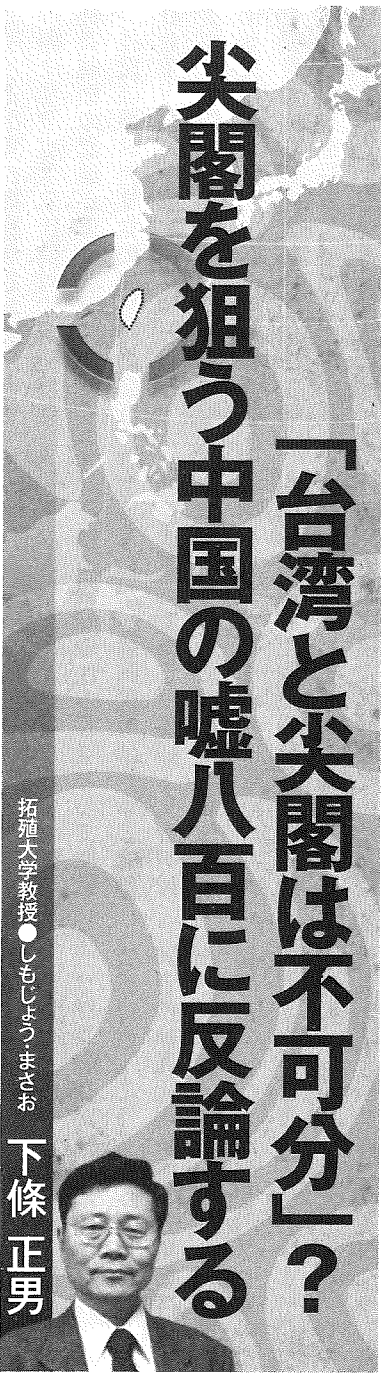


「台湾と尖閣は不可分」？ 尖閣を狙う中国の嘘八百に反論する



拓殖大学教授 ● しもじょうまさお

下條 正男

中国がウエブサイトで始めた宣伝

中国の国家海洋局は2014年12月30日、尖閣諸島問題（中国名、釣魚島）についてのウエブサイト「釣魚島—中国固有の領土」を開設した。サイトは「基本的立場」「自然環境」「歴史的根拠」「文献資料」「法律文書」「論文著作」「ニュース動態」「映像資料」からなり、尖閣問題に対する中国側の基本姿勢が示されている。

特に、近年、尖閣諸島附近で領海侵犯を繰り返す中国海警局の動きを伝える「ニュース動態」（最新情報）のコーナーがあるのは要注意だ。中国が尖閣諸島を「実効支配」しているように見せかけ、その既成事実化をはかるうとしていくからだ。中国側の主張には歴史的根拠がないことを明らかにしたのち、日本も海上保安庁の巡視船のパトロールの様子を伝える動画を配信するなどの対抗措置をすみやかに講じるべきである。ちな

みに国家海洋局は、現場部隊の中国海警局の上部機関にあたる。

一方、「基本的立場」で示された次の4点は、挑発行為を正当化するための論拠といえる。

(1) 釣魚島及びその附属島嶼は中国の不可分の領土の一部で、歴史的には勿論国際法上から見ても中国固有の領土。

(2) 釣魚島及びその附属島嶼は、日本が発見する数百年前から中国が管轄。

(3) 下関条約では釣魚島及びそ

の附属島嶼が台湾の附属島嶼とともに日本に割譲されたが、第二次大戦後、「カイロ宣言」に基づき、「ポツダム宣言」や「降服文書」によって中国に返還された。

(4) 反ファシズム戦争に勝利した成果を守る決意はいささかも揺るぎない。歴史事実と国際法を踏みにじる日本の行為を打ち砕き、地域の平和と秩序を守る自信と能力を持つている。

この中で、「反ファシズム戦争に勝利」云々は、今年が戦後70年の節目となることに便乗した「歴史認識」である。

下條正男氏 昭和25(1950)年、

長野県出身。國學院大学大学院博士課程終了。58年に韓国へ渡り、三星綜合研修院主任講師、仁川大学校客員教授を経て平成10年に帰国。11年から現職。竹島研究の第一人者で、島根県庁「竹島問題研究会」座長を務める。著書に『日韓・歴史克服への道』（展転社）、『竹島は日韓どちらのものか』（文春新書）など。

だがその「歴史認識」と国家海洋局のウェブサイトには、致命的な欠陥がある。尖閣諸島は「中国の不可分の領土の一部」で「台湾の附属島嶼」だとしながら、その事実や証拠は明らかにしていないからだ。

本稿では、①尖閣諸島には「日本が発見する数百年前から中国が管轄」した事実があったのか、②尖閣諸島は歴史的に「台湾の附属島嶼」であったのか——の二点を中心に、中国国家海洋局の主張を検証することにした。

中国の尖閣領有主張の歴史

多くの読者にとってはおさらいになるであろうが、中華人民共和国政府が尖閣諸島の領有を主張したのは1971年12月30日であるというのを、まず確認しておくたい。台湾の中華民国政府もその半年前の同年6月11日、外交部声

明を通じて、尖閣諸島の領有権を主張している。

その直接的要因は、尖閣諸島を含む沖縄が1972年5月15日、日本に返還されることになった沖縄返還にある。そこで中国外交部は、中華民国政府の後を受け、尖閣諸島は「台湾の附属島嶼である。これらの島嶼は台湾と同様に、昔から中国の不可分の領土の一部」であり、「中国人民は必ず釣魚島など台湾に附属する島嶼をも回復する」とする声明を発表したのである。

中国が尖閣諸島に執着するのは、尖閣諸島を台湾の附属島嶼とすることで、台湾そのものも併合しようとしているからだ。

中国の国家海洋局が、上記ウェブサイトの「基本的立場」の中で、「第二次大戦後、『カイロ宣言』に基づき、『ポツダム宣言』や『降服文書』によって中国領と

なった」とするのは、この時の声明が基になっている。以来、虎視眈々と尖閣諸島を狙う中国政府は、1992年に尖閣諸島を中国領とする「領海法」を制定し、2008年には中国公船が尖閣諸島周辺の領海を侵犯するなど、直接行動に出るようになった。さらに2010年5月5日、中国人民解放軍の前身である八路軍を記念した「八路軍太行記念館」のウェブサイトに、夥しい数の尖閣問題関連の論稿が掲載された。

尖閣諸島附近で違法漁撈を続ける中国漁船を取り締まっていた海上保安庁の巡視船に、中国漁船が体当たりして船長が公務執行妨害で逮捕されたのはその4か月後の9月7日である。その後、中国側による傍若無人の振る舞いは南シナ海にも拡大し、今や中国は「地域の平和と秩序」を脅かす元凶と化している。

中国側のこうした挑発行為は、今から130年ほど前の出来事と重なるものがある。1886年（明治19年）8月1日、清国海軍の北洋艦隊（軍艦定遠、鎮遠、濟遠、威遠）が長崎港に入港し、無許可で上陸した清国の水兵等が長崎市内で狼藉を働いた長崎事件である。この時、清国ではその海軍力を日本側に誇示したつもりだったが、逆にこの4隻は、その後の日清戦争で鹵獲（捕獲）、あるいは自沈、撃沈されている。長崎事件は、後の日清戦争にも影響を与え、日露戦争を経て清国が瓦解する伏線となったのである。

その清朝の滅亡から百余年の今日、中国側は再び危険な挑発を始めている。われわれは何故、過去の歴史から学ぶことができないのだろうか。

その理由の一つとして、中国側が掲げた歴史的根拠に日本側が翻

弄され続けてきた現実がある。中国側は、15世紀に成立したと称する航路案内書『順風相送』や、明代以来、中国側が琉球国に冊封使を送った際、使臣等が尖閣諸島を目撃していたことを理由に、「日本が発見する数百年前から中国が管轄」していた証拠としてきた。日本側ではこれに対して、生真面目にもその反論に追われていたのである。

「国際法」を云う根拠は、
あの井上清氏の論文

加えて中国側が「歴史的には勿論、国際法上から見ても中国固有の領土」と強調するのは、1972年に刊行された井上清・元京都大学教授（故人）の『尖閣列島』を奇貨とし、尖閣諸島の領有権を主張する論拠としているからである。そのため国家海洋局のウェブサイトで、尖閣諸島を中国領と

した「論文著作」の一つに、井上清氏の『尖閣列島』を挙げるのである。

その井上清氏の論著が中国側で珍重される理由は、「いま急がなければならぬのは、釣魚諸島の帰属問題を正しく解決して、日本帝国主義が、この問題で国民の間にせの愛国主義をあおりたて、現実に外国の領土侵略の第一段階を完了する（それが完了されれば第二段階以後はきわめて容易となる）のを、くいとめるために、歴史家は歴史家なりに、できるだけそのことを「すべきとした、井上氏自らの姿勢にある。井上氏にとつての尖閣諸島は、日本が「対清戦勝に乗じて、中国および列国の目をかすめて窃取した」ものだったからだ。

しかし尖閣問題のポイントは、実際に尖閣諸島が「台湾の附属島嶼」であったのか、さらに台湾は

いつから中国領となったのかを究明するところにある。尖閣諸島に對する歴史的権原（根拠）がないまま、その領有権を主張することは、「帝国主義」そのものだからである。

だが井上清氏の『尖閣列島』では、その歴史的権原については明言していない。井上清氏は『使琉球録』（1534年）、『重編使琉球録』（1562年）、『使琉球雜録』（1683年）、『中山伝信略』（1719年）、『琉球国志略』（1756年）、『使琉球録』（1800年）、『続琉球国志略』（1808年）等、中国側の文献に釣魚島の名が登場することを理由に、尖閣諸島を中国領として認めるだけである。

台湾は明の「外国」だった

だがそれでは、「日本が発見する数百年前から中国が管轄」して

いた証拠にはならない。「中国が管轄」していた事実を証明するには、少なくとも明代の官撰地誌である『大明一統志』や正史の『明史』の中で、台湾が明の版図であった事実を確認しておかねばならないからだ。

その点、「歴史家なりに、できるだけのこと」をしたと自負する井上氏が、『大明一統志』と『明史』に言及していないのは、不思議である。勅撰の『大明一統志』と『明史』（地理志）の記事を確認すれば、台湾（「雞籠」）が明の領土として管轄されていたのかわろかが、分かるからである。

そこで『明史』の「地理志」を見ると、台湾に関して記載されているのは、朝鮮や安南、日本、琉球等と同じ「外国伝」の中である。これは明代、台湾が明の領土ではなかったということを示す明瞭な証拠である。さらに『大明一

統志』(「外夷」)にいたっては、澎湖嶼(澎湖嶼)と台湾(高華嶼)を「琉球国」の附属島嶼としている。

これらは『明史』(「地理志」)と『大明一統志』が、台湾を明朝の領土として認識していなかったことの証左である。そして、それを絵図の形で可視化したものが、『大明一統志』の「大明一統之図」である。明朝の疆域を示した「大明一統之図」には台湾が描かれておらず、対岸の福建省を描いた「福建地理之図」にも、台湾は描かれていない。

これは当然で、台湾が「台湾府」として中国の領土となるのは、清代のことだからである。康熙22年(1683年)12月22日、台湾を攻略した水師提督の施琅は、「陳台湾棄留利害疏」(「台湾棄留の利害を陳ぶるの疏」)の中

で、次のように述べている。

「明季、澎水標を金門に設け、出汎、澎湖に至りて止む。台湾、原、化外に属し、土番雜処して未だ版図に入らざるなり」(『清史稿』)

1683年以前には台湾は化外の地であって、中国の「版図」に属していなかったというわけだ。その台湾が清に附属するのは、施琅が「四省の要害に関わる。断じて棄つるべからず」と、上疏(上申)したことによる。

以上の歴史的事実があるにもかかわらず、中国側が「台湾は明代から中国領であったとする」のは、中国こそが「歴史事実と国際法を踏みにじる」帝国主義的な歴史の捏造者だからである。

台湾府に尖閣は含まれず

それでは清朝が設置した台湾府

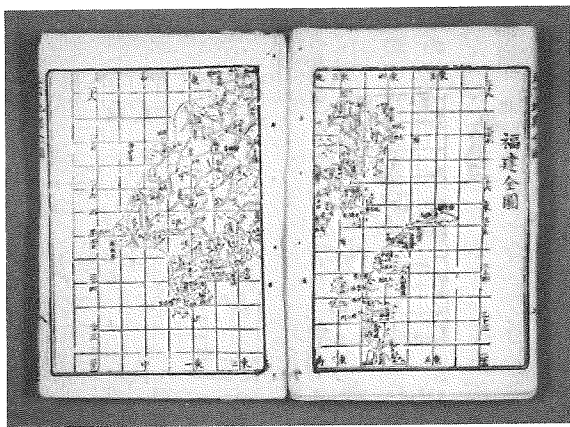
の中に、尖閣諸島は含まれていたのだろうか。それを確かめるには蒋毓英の『台湾府誌』と、高拱乾の『台湾府誌』(1698年刊)を見る必要がある。

そこで蒋毓英の『台湾府誌』(「封隅」)を見ると、台湾の北限は「北、雞籠城に至る」とされ、高拱乾の『台湾府誌』(「疆界」)でも「北、雞籠山に至ること二千三百一五里、界と為す」として、雞籠山を台湾府の疆界(境界)としている。「雞籠城」も「雞籠山」も、台湾の最北部に近い現在の基隆附近にある。

今日、中国側が「核心的利益」とする尖閣諸島は、台湾府の疆界とされた基隆付近からさらに北東に170キロほどの位置にある。尖閣諸島は台湾の属島ではなかったのである。

その事実、高拱乾の『台湾府

誌」所収の「台湾府総図」と「台湾諸三縣澎湖図」で確認ができる。台湾府の疆域を示した「台湾府総図」と「台湾諸三縣澎湖図」には、尖閣諸島が描かれていないからだ。「釣魚島及びその附属島嶼は中国の不可分の領土の一部」



「重訂広輿記」所収「福建全図」

などではなかったのである。水師提督の施琅が台湾を「断じて棄つるべからず」と上疏した際、台湾の「絵図」が上進されるが、その後、清朝の文献に台湾が描かれるのは、蔡方炳が明代の陸応陽の『広輿記』を増輯した『重訂広輿記』（『天下地輿全図』）が早い例となる。その康熙25年（1686年）序の『重訂広輿記』（『福建全図』）【写真上】では、台湾山脈の西側と澎湖諸島が描かれているだけで、台湾と尖閣諸島の



康熙皇輿全覽図

間にある彭佳嶼や棉花嶼、花瓶嶼も描かれていない。

この『重訂広輿記』に描かれた台湾の図形は、康熙38年（1699年）、清の康熙帝が宣教師らに命じ、近代的な測量を基に作図した『康熙皇輿全覽図』【写真中段】の台湾とも近い。清朝では『康熙皇輿全覽図』以後、『雍正十排図』と『乾隆十三排図』が作図されるが、その台湾にも、尖閣諸島はない。そのため1728年に刊行された類書の『欽定古今圖書集成』（『台湾府疆域図』）や官撰地誌である『大清一統志』（1744年刊）の台湾の疆域図（『福建地理之図』）にも、尖閣諸島は描かれていないのである。

これは琉球国に赴いた冊封使が、尖閣諸島を目撃したという理由だけで、「日本が発見する数百年前から中国が管轄」していたと

する中国側の主張についても、検証が必要だということである。それを端的に示している事例が、嘉慶13年（1808年）、清の冊封使として琉球国に渡った齊鯤の『東瀛百詠』である。

そこでは福建省の福州から「雞籠山」（台湾）を経て「釣魚台」、「赤尾嶼」、「黒水溝」と航路をとる中、齊鯤が「雞籠山」を通過する際、雞籠山を称して「猶これ中華の界のごとし」と記しているからだ。この時、齊鯤が「雞籠山」を「中華の界のごとし」としたのは、清朝が台湾を領有して以来、台湾府の疆界は、雞籠山と決まっていたからである。

従って「雞籠山」を過ぎ、琉球国の久米島に至るまでの間にある尖閣諸島（「釣魚台」・「赤尾嶼」）は、何処にも属さない無主の地だったということである。それを中

国側では、明代の陳侃の『使琉球録』（1534年）に続いて、『重編使琉球録』、『使琉球雜録』、『琉球国志略』、『使琉球録』、『統琉球国志略』等、冊封使達の記録に尖閣諸島を目撃した記述があると、尖閣諸島を中国領とする根拠としてきたのである。

だが冊封使として『統琉球国志略』（1808年）を残した齋鯤は、台湾府の雞籠山を目撃した際に、それを「中華の界」として記した。その「中華の界」を過ぎた後に、中国の冊封使が尖閣諸島を目撃したとしても、それを根拠に尖閣諸島を中国領とすることはできないことは自明である。台湾府の疆界を雞籠山とする認識は、台湾が清朝に附属して以降も、変わることはなかったのである。

道光27年（1847年）に台湾に渡った丁紹儀は、後年、『東瀛

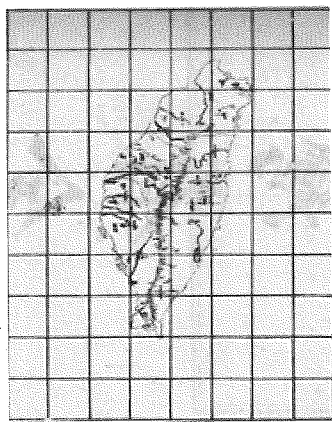
略識』（1873年）を刊行し、その「疆域」では台湾府の北限を「北、淡水庁に至り、雞籠山麓に属（およ）ぶ」としている。ここに淡水庁が登場するのは、雍正元年（1723年）に、台湾の北部に淡水庁が増設されたからで、台湾府の疆界は依然として雞籠であった。

丁紹儀の『東瀛略識』が刊行されて数年後、外交と国防に強い関心を持った王之春は『国朝柔遠記』の執筆を始め、光緒17年（1891年）に刊行した。その『国朝柔遠記』に収録された「台湾図」と「台湾後山図」にも、尖閣諸島は描かれていない。

清朝の領土となった台湾は、時代とともに支配地域が拡張するが、台湾府の疆域を台湾一島とする認識は康熙23年以来、変わっていない。光緒13年（1887年）、

台湾が台湾省に昇格した際、初代の台湾巡撫となった劉銘伝は、台湾省の疆域を「南北相距たること七百余里、東西近きは二百余里、遠くは或いは三・四百里」としているからである。

その台湾省の疆域は、日清戦争を挟んで編纂された『欽定大清會典圖』（1899年）でも変わら^ず、その「台湾省全図」【写真左】にも尖閣諸島は描かれていない。この事実は、「下関条約では釣魚島及びその附属島嶼が台湾の



【欽定大清會典圖】所収「台湾省全図」

附属島嶼とともに日本に割譲された」とする中国側の主張には、何ら根拠がないということである。

尖閣諸島は、最初から台湾省の附属島嶼ではなかったのだ。従って、尖閣諸島が「第二次大戦後、『カイロ宣言』に基づき、『ポツダム宣言』や『降服文書』によって中国領」となることもなかったのである。

「ブーメラン」のように中国にはね返る横暴な主張

さて以上、明らかにしたこと、尖閣諸島の領有を求める中国海洋局の主張が、いかに「歴史事実と国際法」を逸脱し、「地域の平和と秩序を」乱す元凶となっているのか、という事実である。

その傘下の海警局は偽りの「歴史認識」を口実に、尖閣諸島周辺での領海侵犯を正当化し、挑発行

為を続けている。それは井上清氏が『尖閣列島』で述べた次の文章の内、「日本帝国主義」の日本を《中国》に置き換えて読むと、判然とする。

「現在、われわれが《中国》帝国主義の釣魚諸島略奪に反対するのは、それがまさに《中国》帝国主義の当面の侵略の目標であり、その達成によって《中国》帝国主義がいつそう侵略を拡大する出発点がつくられるからである」

我々も肝に銘じておくことがある。先述した長崎事件のように、中国の歴史では、中国が近隣諸国に対して挑発行為を始めた時は、中国が破滅への道を歩み始めた時だということである。中国が「大国」を任ずるのであれば、大国としての風格をこそ備えるべきで、夜郎自大の道は歩むべきではない。